

第四次男女平等推進計画推進状況調査報告書

第四次男女平等推進計画

基本目標									
基本施策									
施策									
	事業名	事業概要	区分	事業の対象者	主管課	令和5年度事業予定	令和5年度事業実績	評価	
基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち（新規:4/継続:11/充実:0/見直し:0）									
基本施策1 男女平等の意識づくり									
(1)男女平等の意識啓発(★)									
	1	男女平等意識の醸成のための講座や研修等の開催	継続	市民	生涯学習スポーツ課	武蔵野地域五大学の協力を得て、武蔵野地域自由大学、武蔵野市寄付講座、武蔵野地域五大学共同講演会、武蔵野地域五大学共同教養講座などを開催する。	武蔵野地域五大学の協力を得て、自由大学講座2講座、武蔵野市寄付講座5講座、武蔵野地域五大学共同講演会6講演会などを実施した。該当する講座としては、地域自由大学正規科目、成蹊大学において、「人権とジェンダー」「政治とジェンダー」「ジェンダーの社会学」「英語圏文化323(ジェンダー)」を実施した。	A	
					男女平等推進センター	男女平等推進センターが、男女平等推進センター企画運営委員会等と協働し、第四次男女平等推進計画の課題に沿った講座を企画実施する。	男女平等推進センター企画運営委員会等と協働して、講座等を実施し、男女平等意識の啓発を行った(10企画、参加者延311人、託児延8人)。	B	
	2	男女共同参画週間事業の実施	継続	市民	男女平等推進センター	男女平等推進センター企画運営委員会が中心となり、企画の公募や団体活動補助金事業も合わせ、男女共同参画週間事業を行う。	フォーラムを、6～7月に実施した(講演会1回、講座1回、公募企画2団体、参加者延182人、託児延1人)。企画・実施は、男女平等推進センター企画運営委員会が中心となり、関係団体等と協働して実施した。	A	
	3	国際的理解を深めるための取組	継続	市民	男女平等推進センター	男女共同参画フォーラムなどで、先進諸国等の女性の地位向上に関する取組を取り上げ、意識啓発を行う。	男女共同参画フォーラムで先進諸国等の女子の地位向上に関する取り組みを紹介する団体の展示を支援し、意識啓発を図った。	B	
	4	図書館における情報提供	継続	市民	図書館	前年度と同内容の実施を予定。	11月ミニトピックス「女性に対する暴力をなくす運動」中央図書館75冊、同じく吉祥寺図書館67冊、武蔵野プレイス42冊を展示。	A	
	5	男女平等推進情報誌「まなこ」の発行と周知	継続	市民	男女平等推進センター	第四次男女平等推進計画の課題に沿ったテーマを取り上げ、「まなこ」を発行する。また、市報等に掲載を行い、「まなこ」の認知度を上げる。	117号「アンコンシャス・バイアスって?」、118号「学び続ける」、119号「メディアリテラシーとジェンダー」を特集し発行した。発行ごとに市報や市ホームページ等で広報するとともに、各種パネル展示で「まなこ」を配架し、認知度を上げる取り組みを行った。	B	

第四次男女平等推進計画推進状況調査報告書

基本施策2 男女平等教育の推進									
(1)男女平等の視点に立った学校教育の推進									
6	男女平等教育の推進	道徳教育、人権教育を中心として、子どもたちに対して、男女が互いに理解、協力し、高め合う教育を推進する。	継続	市民	指導課	人権教育の全体計画及び年間指導計画に基づき、特別な教科 道徳を含めた各教科等で、計画的に男女平等教育を行っていく。	道徳科や学級活動等において、子どもの権利条例に基づいた人権尊重や男女平等等について取り上げた授業を各校で推進し、各校の取組を報告書として市立小・中学校で共有した。	B	
7	人権教育の充実を図る研修の実施	教職員に対し、男女平等についての理解を深めるため、研修を充実させ、人権尊重・男女平等教育を推進する。	継続	市	指導課	市人権教育推進委員会を年間3回開催し、引き続き、研修を行っていく。児童・生徒への人権尊重・男女平等教育についての指導の在り方等、市内教員の理解を深める。	市人権教育推進委員会では、子どもの権利条例や学校における男女共同参画の推進のための教員研修プログラム等を紹介し、研鑽を深めた。	B	
8	生活指導や進路指導の充実とキャリア教育の推進	個性尊重、男女平等の視点から生活指導や進路指導を行うとともに、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる。	継続	市民	指導課	進路指導において、個性の尊重や男女平等の視点を大切にするとともに、人権課題「女性」等への理解と認識を深める指導の充実を図る。職業調べや職場体験学習だけでなく、多様な生き方を主体的に考えられるよう、キャリア教育を推進する。	小学校高学年の総合的な学習の時間でキャリア教育について取り上げ、様々な分野で活躍する職業人を男女問わず招聘して体験談等を聞いたり、中学校第2学年で行う職場体験学習で女性が活躍する職場を訪問したりするなど取り組んだ。	B	
9	発達の段階を踏まえた性に関する指導の実施	子どもたちの発達の段階を踏まえて、学習指導要領に示された性に関する指導を行う。	継続	市民	指導課	小学校での保健、中学校での保健分野などの学習とも関連させて、人権教育の視点に立った性に関する適正な指導を行うよう、周知・徹底する。	小学校では、体の発育・発達や思春期の体の変化について指導し、発育の違いなど肯定的に受け止めることの大切さに触れた。中学校では、教科書を活用し、生殖に関わる機能の成熟について指導した。また、子どもが性犯罪や性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、「生命の安全教育」を各校の実態に応じて取り組んだ。	B	
基本施策3 性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり(新規)									
(1)性の多様性に関する理解の促進(★)									
10	男女平等推進センター「ヒューマンあい」における講座	多様な性に関する講座を開催し理解促進を図る。	継続	市民	男女平等推進センター	多様な性に関する講座などを開催し理解促進を図る。	講座「トランスジェンダー入門」を開催し、トランスジェンダーが直面している課題について身近な事例を交えて伝えることで市民の多様性に対する意識の裾野を広げた。(参加26人)	A	
11	人権週間における取組	人権週間に、性の多様性に関わる講演会や図書展示等を実施する。	新規	市民	男女平等推進センター	人権週間に合わせ、性の多様性に関する図書展示などを行い、啓発を図る。	人権週間に「人権週間(多様な性)の関連図書展示を行い、意識啓発を図った(中央図書館・吉祥寺図書館・武蔵野プレイス)。	A	
12	LGBTやSOGIの理解に向けた取組	多様な性に関する正しい理解を広めるため、ガイドラインを作成するとともに、理解促進のための研修等を実施する。	新規	市/事業者等	男女平等推進センター	作成した「性の多様性理解のための職員ガイドブック」を活用し、職員の理解促進を図る。	作成した「性の多様性理解のための職員ガイドブック」を庁内研修時や庁内掲示板を使用し全庁に周知した。	A	

第四次男女平等推進計画推進状況調査報告書

(2) 性的マイノリティ等への支援(新規)									
	13	学校教育における 個別的支援	性的マイノリティなどについて、児童生徒の人権の尊重を最大限に考慮し、ニーズに基づいた個別対応を行うとともに、教育相談と連携し、配慮する。	継続	市民	指導課	引き続き、性同一性障害等に配慮した適切な指導ができるよう、東京都の人権教育指導推進委員会での内容や資料の情報を共有する。また、スクールカウンセラーや市派遣相談員と連携し、個別的支援の充実を図る。	性的マイノリティに関することも含め、スクールカウンセラーや市派遣相談員と連携し、個別的支援を行った。市人権教育推進委員会で、人権教育プログラムに記載されている「性自認」「性的指向」に関する内容について取り上げ、教員の理解を深めた。	B
	14	にじいろ相談の実施	当事者やその周囲の人々を対象とした専門相談を実施する。	新規	市民	男女平等推進センター	性的指向・性自認に関する相談を実施する。また、相談実施の広報を行っていく。	むさしのにじいろ相談(性自認・性的指向に関する相談)を実施した。 毎月第2水曜日 午後5時30分～8時30分 相談件数 36件(うち面談1件。) 市X(旧ツイッター)で周知を行った。	A
	15	パートナーシップ制度(仮称)の検討	同性婚等を公的に認めるパートナーシップ制度(仮称)の導入を検討する。	新規	市民	男女平等推進センター	パートナーシップ制度利用者が活用できる施策等の拡充について調査・検討する。また、東京都との協定に基づいて相互の連携を推進する。さらに、広報物の配布、講座や職員研修を実施する。	パートナーシップ制度利用者が活用できる施策等の拡充について庁内調査を実施し、新たに対象となった事業を加えて、東京都との協定覚書を更新する準備を行った。パンフレットを市役所等に配架した。 令和5年度届出件数:9件	A
基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち (新規:0/継続:24/充実:10/見直し:1)									
基本施策1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発									
(1)ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発(★)									
	16	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講演会や情報提供の実施	ワーク・ライフ・バランス実現に向けた理解を深めるため、講演会や情報提供などを実施する。	継続	市民	子ども子育て支援課	令和4年度の取り組みを継続するとともに、「むさしのすくすくナビ」や市SNS等を通じて、子育て世帯向けのワーク・ライフ・バランス関連情報の発信を行う。	令和5年すくすくに、ワーク・ライフ・バランスや男性の家事・育児参画を推進する東京都の事業「パパとママが描くみらい手帳 生活と仕事の調和を目指して」、「TEAM家事・育児」を掲載した。また、「パパとママが描くみらい手帳 生活と仕事の調和を目指して」に関して、「むさしのすくすくナビ」において同様の発信を行った。	A
						男女平等推進センター	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、理解を深めるための講演会や情報提供などを行う。	情報コーナーの季節がわりのテーマコーナーでワーク・ライフ・バランスをテーマに関連図書を展示した。	B
					市	人事課	・ワーク・ライフ・バランス実現に向けた理解を深めるため、研修や休暇制度に関する情報提供を充実させる。	・「管理職マネジメント力向上研修」兼「公文書管理にかかる職員研修」(坂東眞理子氏講演)を実施した。管理職の他に課長補佐・係長級の女性職員も申込可とし、計80人が参加した。	A
					事業者等	産業振興課	令和5年度策定予定の第三期武蔵野市産業振興計画において、事業のあり方などを検討する。	第三期武蔵野市産業振興計画の策定過程において、事業のあり方等を検討し、計画内の施策として位置付けた。	A

第四次男女平等推進計画推進状況調査報告書

17	ワーク・ライフ・バランスに関する情報の掲載	男女共同参画情報誌「まなこ」で、男性の地域参加促進や女性の就労などワーク・ライフ・バランスに関わる情報を提供する。	継続	市民	男女平等推進センター	「まなこ」の編集にあたり、ワークライフバランスの記事掲載も含めて検討する。	「まなこ」118号で「学び続ける」を特集し、さまざまな人が仕事と家庭と学ぶことを両立している事例を紹介した記事を掲載した。	A
(2) 男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進								
18	男性向けワークショップなどの実施と活動・学習グループ等への支援	男性の子育てを支援する講座や体験学習を実施し、育児への参加を促進するとともに、自主学習グループの支援を行う。父親の参加が促進されるようニーズの把握を行う。	継続	市民	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	引き続き地域の取組みや活動の支援を行うとともに、ニーズを把握して必要なサポートについて検討していく。	地域の子育てひろばにおいて、父親同士の交流を促進するとともに、父親が参加しやすいプログラムを設け、育児へのかかわりや気づきを深めるサポートを行った。	B
					児童青少年課	中学生・高校生リーダー養成講座において、子どもとの接し方についての講義や保育体験ボランティアを実施し、男子生徒の参加を促す。	中学生・高校生リーダー養成講座において、子どもとの接し方についての講義を配信し、男子生徒の参加を促した。	A
					健康課	・感染予防対策を講じながら、土曜日クラス、平日クラスを実施する。 ・引き続き、男性の子育て参加を促進するため、父親ハンドブックを母子健康手帳交付時に配付する。	・男性の子育て参加を促進するために、初妊婦とパートナーが参加する、こうのとりの学級(土曜日クラス、平日クラス)において、父親同士のグループワークやひろばへの参加を促した。(父親参加率:土曜日クラス95.8%、平日クラス67.6%) ・男性の子育て参加を促進するため、母子健康手帳交付時に父親ハンドブックを配付した。	A
19	家族介護支援事業の拡充	介護の知識や対応方法が得られる講座や、相談・情報交換の機会を提供し、精神面と介護の負担軽減の面から家族介護者を支援する。	継続	市民	高齢者支援課	新型コロナウイルスの感染防止対策のため縮小していた講座等について内容を再検討し、各在宅介護支援センターやデイサービスセンターで事業を実施する。事業の見直しに向けて、関係者へのヒアリングを実施する。	引き続き感染症対策を行いながら講座等を実施した。事業の見直しに向けて、各在宅介護支援センターへのヒアリングを実施した。	B
20	男女平等推進情報誌「まなこ」や男女平等推進センター「ヒューマンあい」を活用した、男性の地域活動に関する情報提供と啓発活動	男女平等推進情報誌「まなこ」や男女平等推進センター「ヒューマンあい」を通じて、男性の育児・介護への参加呼びかけ、ワーク・ライフ・バランスについての情報提供を行う。	継続	市民	男女平等推進センター	男性の育児・介護への参加呼びかけやワーク・ライフ・バランスについての情報提供に特化した情報提供コーナーを設置する。	情報コーナーの季節がわりのテーマコーナーでワーク・ライフ・バランスをテーマに関連図書を展示した。	A

第四次男女平等推進計画推進状況調査報告書

21	男性の地域参加へのきっかけづくり	「お父さんお帰らないパーティー」や男性のための料理教室等、男性の地域参加のきっかけとなる事業を実施する。	継続	市民	地域支援課	「お父さんお帰らないパーティー」及び「お父さんお帰らないサロン」を会場で開催し、趣味活動や学習、健康づくり等を通じたシニア男女の地域デビューのきっかけづくりを行う(主催:ボランティアセンター武蔵野お父さんお帰らないパーティー実行委員会)。	■お父さんお帰らないパーティー 開催日:令和5年6月11日(日) 内容:パネルディスカッション(パネリスト3名)、地域活動団体紹介展示 参加者合計:70名 ■お父さんお帰らないサロン 毎月開催(6月、8月除く) 参加者合計:124名(全10回)	A
					高齢者支援課	対面での料理講習会の再開は感染状況を注視しつつ検討する。引き続きシニアのためのレシピ発行、動画掲載等工夫して実施していく。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、対面での料理講習会を中止とし、シニアのためのレシピ(チラシ)の発行、レシピ動画のHP掲載を行った。	B
					児童青少年課	市及び各地区委員会から、むさしのジャンボリー等の地域行事への男性の参加を呼び掛ける。	市及び各地区委員会から、むさしのジャンボリー等の地域行事への男性の参加を継続的に呼び掛けた。	A
					生涯学習スポーツ課	大人のための生涯学習ガイドをオンライン及び地域別に事業を構成し、1,700部発行し、市民施設などで配布、市HP掲載するなど情報提供を行う。	大人のための生涯学習ガイドを地域別に事業を構成し、1,700部発行し、市民施設などで配布、市HP掲載するなど情報提供を行った。	A
	22	PTA活動への男性の参加促進	継続	市民	生涯学習スポーツ課	各校PTAにおいて活動をできる人ができる範囲で参加するということが浸透してきた。男性の参加意欲も一定程度あるため終了とする。	終了。	A
基本施策2 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進								
(1)地域企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進								
23	両立支援推進企業・団体に対する公契約上の優遇に関する総合評価方式の試行実施	工事請負契約の入札において、総合評価方式を試行し、男女平等の推進を評価項目に入れ企業の育児休業等を促進する。	見直し	事業者等	管財課	左記入札の開札を行う。また、今年度実施する入札においても、総合評価方式の活用を検討する。	総合評価方式で実施した左記入札案件の開札を行い、請負業者の決定を行った。	A
					産業振興課	令和5年度策定予定の第三期武蔵野市産業振興計画において、事業のあり方などを検討する。	第三期武蔵野市産業振興計画の策定過程において、事業のあり方等を検討し、計画内の施策として位置付けた。	A
	24	両立支援に関する事例紹介や情報発信	継続	市民/事業者等	男女平等推進センター	両立支援や女性活躍推進に積極的なモデルとなる企業の取り組み事例の紹介等を行うよう検討する。	「まなこ」120号の両立支援等に積極的な企業の特集に向けた検討・取材等を行った。	B

第四次男女平等推進計画推進状況調査報告書

25	育児・介護休業制度の企業への普及の推進	育児・介護休業制度について企業に向けた啓発や働きかけを行う。	継続	事業者等	産業振興課	関係機関のチラシ配架・配布、市報や市ホームページでの情報提供を行う。	関係機関のチラシ等を窓口等で配架・配布したほか、必要に応じて市報・ホームページで情報提供を行った。	A
(2) ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取組								
26	男性の育児休業等の取得促進	男性の育児参加や育児休業取得を促進し、男女共に仕事と育児・介護を両立できる環境整備を進める。	継続	市	人事課	- 引き続き、『出産子育てハンドブック』を活用した妊娠・出産・子育てに関する制度の周知に努める。 - 仕事と介護の両立に向け、職員向けの介護休暇制度説明ガイドの内容充実を図る。 - 仕事復帰に対する不安軽減を目的に、育児休業中の職員と人事担当者や子育て中の先輩職員との交流の場として「育児休業取得者等懇談会」を開催する。男性職員の参加を積極的に促し、男性の育児参画を推進する。	- 育休法改正や妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援の観点から、会計年度任用職員における産前産後休暇、出産支援休暇、育児参加休暇、病気休暇（病気休暇については、不妊症・不育症に係る各種検査・治療又は療養を要件として取得する場合に限る）を有給とした。 - 出産予定報告書を提出した男性職員や入庁3年目職員の研修時に『出産子育てハンドブック』を活用した制度の案内を行った。 - 育児支援制度の紹介や、保育園入所後の仕事と育児の両立に関する悩みを共有し、職員同士で懇談する機会を設けること、男性職員の育休取得促進や両立支援を図ること等を目的に、本人またはパートナーが育児休業等を取得予定・取得中の男性職員20名へ育児休業等取得者懇談会の案内を行い、1名が参加した。	B
27	タイムマネジメント力の向上	年次有給休暇の取得や超過勤務の縮減を促進し、タイムマネジメント力の向上を図る。	継続	市	人事課	- 引き続き、職員の積極的な有給取得を管理職へ呼びかける。 - 月45時間を超える所属長に対する通知及び「超過勤務命令（長時間）対応策届出書」の取組を継続する。 - 令和4年度に特例業務として承認された業務の検証を行う。 - 超過勤務が年360時間を超えた職員の所属長に対し、人事課長ヒアリングを行う。	- 部署ごとの年休取得状況を管理職へ9月に通知し、管理職自身及び所属職員の積極的な有給取得を促した。 - 超過勤務時間が月45時間を超える職員の所属長へ「対応策届出書」の提出を依頼し、各課の超勤状況や要因等の把握を行った。 - 令和4年度に特例業務として承認された業務の検証を行った	A
28	働き方の見直し促進	ファミリーデーや育児・介護経験のある職員を交えた職員同士の座談会など自身の働き方を見直す機会を創出する。	継続	市	人事課	- 時差勤務の運用について検討しながら引き続き試行を行う。 - テレワーク（在宅勤務）について、引き続き、対象を拡大して実証実験を行う。	10月に「育児休業取得者等懇談会」を開催し、育休中の職員14名が参加した。 - 時差勤務の試行を継続して実施した。テレワークについては、全庁に対象を拡大して実証実験を行った。 - 不妊治療と仕事との両立に向け、不妊症・不育症に係る各種検査、治療又は療養をする場合も病気休暇として取得可能とした。	B

第四次男女平等推進計画推進状況調査報告書

基本施策3 子育て及び介護支援の充実

(1) 子育て支援施策の充実(★)

29	子育て支援施設の整備	孤立しがちな子育て家庭を支援するため、親子の交流の機会を提供する施設の整備を行う。	充実	市/市民	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	令和5年度も運営事業者選定プロポーザルを行い、年度内の新規開設を目指す。事業者の決定に至らなかった場合は、出張ひろば事業を拡大するなどの検討を行う。	令和5年度上期運営事業者選定プロポーザルにおいて、1事業者を決定し、境南町に新規拠点を開設した。	B
30	子育て支援施設のサービスの充実	認可保育所における専門職の活用による相談事業などを実施する。	継続	市民	子ども育成課	引き続き、各保育園での子育て支援事業を実施するとともに、中央高架下公園を活用したアウトリーチ型子育て支援事業にも取組む。また、LINEなど新たな広報手段の活用を検討する。	各保育園での子育て支援事業を実施し、中央高架下公園等を活用したアウトリーチ型子育て支援事業も実施した。LINEによる広報により集客力も向上した。	A
31	子育て支援団体の育成支援と連携強化	子育てひろばのスタッフ研修やボランティア育成を行い、施設や団体・関係機関等のネットワークによる連携を図る。	充実	市民	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	地域のニーズに応じた様々な子育て支援の展開を目指し、引き続き情報交流会やスキルアップ研修等を行う。	地域の子育て支援者の養成講座を行うとともに、地域全体で研修及び情報交換会を行い、多様な主体による子育て支援の連携及び充実を図った。	A
32	ファミリー・サポート・センター事業の実施	育児の援助を受けたい「ファミリー会員」と、育児の援助をしてくださる「サポート会員」の、地域の相互援助活動を支援する。	充実	市民	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	引き続き、安全な援助活動が行われるように研修等を行いながら、ニーズに応じた相互援助活動を行っていく。	地域のニーズに応じた活動を行うため、会員のスキルアップを行うとともに、アウトリーチやオンラインを活用し、事業広報や相談会等を行った。	A
33	子ども家庭支援センター事業の機能の充実	子どもとその家庭に関するあらゆる相談を受け、子育てに関する情報提供や支援を行う。	継続	市民/事業者等	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	引き続き、子育て世代包括支援センターにおいて定期的に庁内情報交換会を実施する。	情報交換会を開催し、令和6年度からの児童福祉法改正に伴う連携体制等について情報共有を図った。	A
34	病児・病後児保育の拡充	病児・病後児をはじめとする様々な保育ニーズへの対応を推進する。	継続	市民	子ども育成課	引き続き新型コロナウイルス感染症対策を取りながら、病児病後児保育室での預かり保育の実施を支援していくとともに、利便性の向上を図るために情報発信の方法を検討する。	新型コロナウイルス感染症対策を取りながらの病児病後児保育室での預かり保育の実施を支援した。また、空きやキャンセル待ち情報について、各施設のシステム環境が異なることから、それぞれの施設でホームページやX等を利用し、情報を発信した。	A

第四次男女平等推進計画推進状況調査報告書

35	待機児童の解消に向けた多様な保育ニーズへの対応	多様な保育ニーズを的確に捉え、地域性を考慮しながら適所に保育施設を整備するなどにより待機児童の解消を図る。	充実	市民	子ども育成課	令和2年度より4年連続で待機児童数ゼロを維持継続する一方で、近年の積極的な保育所整備等により、認可外保育施設だけでなく認可保育施設においても定員に余裕が生じ始めている。武蔵野市の将来人口推計(令和4(2022)年～令和34(2052)年)において、未就学児人口が令和15年まで減少傾向の見込みとなっており、令和5年度以降の開設に向けた保育所整備については一時休止とする。ただし、大型マンション建設等により著しく地域の保育需要が増加することが見込まれるなど、施設整備の必要性が生じる場合には、適宜検討する。 指導検査については、現在、新型コロナウイルスをはじめとした感染症拡大防止に配慮しながら実施を継続する手法として、書面中心の検査を導入しているが、実効性によっては対面・立ち入りによる検査の再導入を検討する他、認可外保育施設への検査実施を拡充する等、保育の質の維持・向上に関する取り組みを進めていく。	大規模開発行為等による著しい地域の保育需要増加等は見込まれなかった他、認可外保育施設だけでなく、認可保育所においても定員に余裕が生じる状況であったため、認証保育所の認可化も含め、令和5年度開設に向けた保育所整備については一時休止とした。 指導検査については、新型コロナウイルスをはじめとした感染症拡大防止に配慮した書面中心検査を終了し、より施設の環境や保育の状態を確認するため、対面・立ち入りによる実地検査を再開した。また、預かり保育事業、認可外保育施設等の、特定子ども・子育て支援施設等への検査実施を開始・拡充し、保育の質の維持・向上に関する取り組みを進めた。	A
36	児童施設の機能の充実	地域子ども館(あそべえ・学童クラブ)等で子どもたちが安全に過ごせるように、環境や施設の整備により地域での子育て支援の機能を充実させる。	継続	市民	児童青少年課	・館長を中心として推進会議の定期的な実施、各種イベントの運営、学校との定例ミーティング等を行う。 ・アドバイザーを派遣して職員の業務上の悩みに対応し、職員のスキルアップを図る。 ・学童クラブ保護者アンケートを実施するとともに、第三者評価を実施する。 ・第二小、大野田小の児童増対策を行う。	・館長を中心として推進会議の定期的な実施、各種イベントの運営、学校との定例ミーティング等を行った。 ・アドバイザーを派遣して職員の業務上の悩みに対応し、職員のスキルアップを図った。 ・学童クラブ保護者アンケートを実施するとともに、二小・井之頭・関前南こどもクラブを対象に第三者評価を実施した。 ・第二小、大野田小、境南小、関前南小の児童増対策を行った。	A
37	産前・産後支援ヘルパー事業の実施	産前・産後の体調不良等のため、家事や育児が困難な妊産婦のいる家庭にヘルパーを派遣し、家事援助などを行う。	継続	市民	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	利用ニーズをふまえながら今後の事業のあり方及びサービスの供給方法を検討する。	支援が必要な方が円滑に利用できるよう、その他の子育て支援サービスと合わせて周知を行った。	B

第四次男女平等推進計画推進状況調査報告書

38	障害児の放課後対策の充実	障害児を対象とした放課後等デイサービス事業所などの参入を促進して基盤整備を図る。	充実	事業者等	障害者福祉課	各事業所の利用状況を確認し、不足するサービスについては新規参入を促す。	新規事業者の開設には至らなかったものの、地域の支援ニーズ等に関する事業者からの問い合わせ等に対応し、市の支援策等を周知することで地域の障害福祉サービスの基盤整備に取り組んだ。	A
(2)介護支援施策の充実								
39	介護に関わる人材の確保と養成	総合的な人材確保・養成機関である「地域包括ケア人材育成センター」において、介護人材・福祉人材の発掘・養成、質の向上、相談受付・情報提供、事業所・団体支援までを一体的に行っていく。	充実	事業者等	地域支援課	・地域包括ケア人材育成センターにおいて、人材養成事業、研修・相談事業、就職支援事業、事業者・団体支援事業の4つの事業を柱に、人材確保・養成事業を一体的に推進する。	・地域包括ケア人材育成センターにおいて、人材養成事業、研修・相談事業、就職支援事業、事業者・団体支援事業の4つの事業を柱に、人材確保・養成事業を一体的に推進した。 ・オンラインを活用し、人材の育成を推進した。	A
					高齢者支援課	地域支援課に同じ。 引き続きReスタート支援金を実施していく。	地域支援課に同じ。 引き続きReスタート支援金を実施していく。	A
					障害者福祉課	障害者分野における専門性のある人材確保が困難になってきている状況から、今後も障害者事業所等で働く人のモチベーションを高める取り組みを通じて、福祉人材の確保を図っていく。	Reスタート支援金を継続して実施したほか、精神保健福祉研修等、支援者の資質向上を図る研修等を実施した。	A
40	介護保険・医療・福祉の連携による介護サービスと生活支援の充実	介護保険サービス提供事業者と医療関係者の介護情報提供の仕組みを充実し、連携を強化する。	充実	事業者等	地域支援課	引き続き、在宅療養生活を支える医療・介護・福祉関係者の連携を強化するため、「在宅医療・介護連携推進事業」において、課題解決に向けた取組みを推進する。	市民セミナーとして在宅医療介護連携をテーマとしたドキュメンタリー映画の上映とワークショップを行った。	A
					高齢者支援課	地域支援課に同じ。	地域支援課に同じ。	A
					障害者福祉課	関係機関と密に連携をとり、多様な障害特性に対応できる地域での介護や医療との連携を進めていく。	在宅医療・介護連携推進協議会や介護保険関連会議へ積極的に参加し、障害特性に関する助言や意見交換を行うことで、関係機関との連携促進を図った。	A
41	介護に関わる相談体制と情報提供の充実	サービス相談調整専門員の一層の活用を図る。認知症相談や在宅介護・地域包括支援センター等窓口をさらに周知するとともに、24時間365日の相談体制を継続していく。	充実	市民	高齢者支援課	引き続き、職能団体に相談体制の周知をするとともに、在宅介護・地域包括支援センターと連携を図る。	各種職能団体の連絡会などで、相談体制の案内を行い、事業所等で判断を迷うことなどの相談を受けた。	A

第四次男女平等推進計画推進状況調査報告書

	42	ダブルケア・トリプルケアへの支援や介護離職防止のための取組の検討	子と親、子と自分の親と配偶者の親など、複数の家族に対する介護や育児の担い手を支えるための取組を検討する。	継続	市民	高齢者支援課	認知症サポーター養成講座や介護保険・福祉サービスの仕組み等を伝える講座を実施し、就労者に対する情報提供を図る。特に認知症サポーター養成講座は休日・夜間帯の開催を継続する。	認知症相談や認知症サポーター養成講座を現役世代が参加しやすい休日や夜間の時間帯に実施した。	B
		43	家族介護支援事業の拡充(事業19再掲)	介護の知識や対応方法が得られる講座や、相談・情報交換の機会を提供し、精神面と介護の負担軽減の面から家族介護者を支援する。	継続	市民	障害者福祉課	市内事業所の連携を進め、地域生活支援拠点事業を開始する。	障害者地域生活支援ステーションわくらす武蔵野に拠点コーディネーターを配置し、地域生活支援拠点等事業を開始した。
							高齢者支援課	新型コロナウイルスの感染防止対策のため縮小していた講座等について内容を再検討し、各在宅介護支援センターやデイサービスセンターで事業を実施する。事業の見直しに向けて、関係者へのヒアリングを実施する。	引き続き感染症対策を行いながら講座等を実施した。事業の見直しに向けて、各在宅介護支援センターへのヒアリングを実施した。
	基本施策4 あらゆる分野における女性の活躍の推進								
(1)政策・方針決定の場への女性の参画の促進(★)									
	44	市役所内の審議会等における女性委員の割合の向上	市が設置する各種委員会への女性委員の参画を促進する。	継続	市	男女平等推進センター	各課宛て事務連絡の発出、庁内推進会議(幹事会)での協議等を行い女性委員の参画割合を高める。	各種委員会への女性委員の参画促進について、事務連絡で各課に依頼するとともに、実態を調査し、庁内推進会議(幹事会)にて協議を行った。	B
	45	市役所の女性管理職の登用推進	女性職員が管理職を目指しやすい環境整備を進め、管理職挑戦への動機付けとなるよう、女性活躍に関する研修や講演会の実施、自主研究グループの活動支援等を行う。	充実	市	人事課	・引き続き情報提供を行うほか、育児と仕事の両立支援制度の見直し・新設等を検討する。 ・育児休業中職員に対して昇任試験案内を個別に行う。	・スムーズな育休復帰や休業中の自己啓発を支援しキャリアロスを防ぐため、産育休中の職員を対象に庁内報や通信教育の受講案内、復職に向けた手続きの流れ等の情報提供を行った。 ・育休からのスムーズに復職することを目的に、希望する育休復帰予定者にテレワーク端末を貸与した。 ・育児休業取得者にも昇任試験の受験機会を提供するため、育休取得者や取得予定者に対して試験実施に関する個別の案内を行った。	A
	46	女性教員の管理職試験受験の推奨	女性教員の管理職選考の受験を推奨する。	継続	市	指導課	教職員の配置は東京都教育委員会が行うが、市としては、引き続き、女性教職員の管理職選考の受験を奨励する。	令和5年度の女性の校長・副校長の割合は、37名中10名で27.0%である。令和6年度の割合は、36名中8名で22.0%である。	B

第四次男女平等推進計画推進状況調査報告書

(2) 女性の再就職支援・起業支援								
47	就職・再就職に関する情報収集・提供やキャリア形成支援	女性の就職や再就職について支援講座を実施する。また、ハローワーク・東京しごとセンターと連携し、就職情報の提供や相談会の開催を検討する。	継続	市民	産業振興課	東京しごとセンター多摩及びハローワーク・三鷹市等との共催で託児付きのセミナー及び面接会を開催し、また、関係機関による専門家の支援の情報を提供していく。	東京しごとセンター多摩及びハローワーク・三鷹市等との共催で託児付きのセミナー及び面接会を開催した。	A
					男女平等推進センター	情報の収集・提供に努め、就職情報やセミナー等の情報提供を行う。	ハローワークや都しごとセンターが実施する再就職講座などのチラシをセンターに配架した。	B
	地域に根ざした起業・就労・地域支援に関する情報の提供や育成支援	起業や就労支援のため地元企業やNPO等による市民活動についての情報提供や融資あっせん、事業費助成などの育成支援を行う。総合的な人材確保・養成機関である「地域包括ケア人材育成センター」において、介護サービス事業者及び障害福祉サービス事業者の求人情報を提供する。	継続	市民/事業者等	産業振興課	就労支援のための情報提供や、創業については「むさしの創業・事業承継サポートネット」において個別相談を行い、市の制度融資あっせんを行う。	就労支援のための情報提供や、創業については「むさしの創業・事業承継サポートネット」において個別相談を行い、融資希望者に対しては、市の制度融資あっせんを行った。	A
					市民活動推進課	「武蔵野市特定非営利活動法人補助金交付要綱」に基づき市内NPOの申請する公益活動を審査し補助金を交付する。 「武蔵野市クラウドファンディング活用促進事業補助金交付要綱」に基づき、審査を実施し、補助金を交付するとともに、クラウドファンディングに関する市民向けの講座等を実施する。 フェイスブック「武蔵野市市民活動かわら版」の効率的な活用等、市民活動に関する情報提供のあり方について検討する。	特定非営利活動法人補助金は、申請12団体に交付決定をした。交付決定した事業について、フェイスブック「武蔵野市市民活動かわら版」で広報を支援した。 クラウドファンディング活用促進事業補助金は、申請1団体に交付決定した。クラウドファンディング活用促進事業補助金の活用促進を図るため、市民向けの資金調達講座を開催した。	A
					地域支援課	・地域包括ケア人材育成センターにおいて、人材養成事業、研修・相談事業、就職支援事業、事業者・団体支援事業の4つの事業を柱に、人材確保・養成事業を一体的に推進する。 ・同センターのホームページにおいて、事業者の求人情報を掲載し提供する。	・地域包括ケア人材育成センターにおいて、人材養成事業、研修・相談事業、就職支援事業、事業者・団体支援事業の4つの事業を柱に、人材確保・養成事業を一体的に推進した。 ・同センターのホームページにおいて、事業者の求人情報を掲載・提供したほか、求人広告を掲載した「武蔵野市介護・福祉事業所一覧」を作成・配布した。	A

第四次男女平等推進計画推進状況調査報告書

(3)女性の地域活動・防災活動への参画促進								
49	地域リーダーの育成	地域福祉活動のリーダー養成を行う武蔵野市民社会福祉協議会の活動を支援するとともに、参加促進のための情報提供を行う。	継続	市民	地域支援課	地域福祉ファシリテーター養成講座や地域社協運営委員研修等において、活動者の支援を行う。また、市内の地域活動の概要を説明する「武蔵野地域活動はじめてセミナー」を市民向けに年4回実施予定。 地域福祉ファシリテーター養成講座は小金井市、三鷹市、調布市、ルーテル学院大学と共同実施予定。	地域福祉ファシリテーター養成講座や地域社協運営委員研修等において、活動者の支援を行った。また、市内の地域活動の概要を説明する「武蔵野地域活動はじめてセミナー」を市民向けに年4回実施した。 地域福祉ファシリテーター養成講座は小金井市、三鷹市、調布市、ルーテル学院大学と共同実施した。 (武蔵野市修了生:3名)	A
	50	地域防災への女性の参画	避難所の運営等における男女平等の推進を図るため、女性の視点を取り入れた避難所運営手引きの作成や訓練を実施する。	充実	市民	防災課	引き続き、子どもを持つ女性向けの防災講習等、各種訓練やイベントでの啓発活動を通じて、避難所運営や地域防災への女性参画を促進していく。 女性の視点を取り入れた避難所運営の手引き(平成30年12月改訂)を周知し、避難所運営等における男女平等を推進する。	能登半島地震をはじめ、全国各地での地震発生による防災意識の高まりから、防災講話や防災訓練の回数が増え、災害時の女性の視点を盛り込んだ講話を実施した。 避難所運営の手引きについても、昨年度に引き続き避難所運営組織への周知を会議や訓練の際に行った。
基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち(新規:1/継続:39/充実:2/見直し:1)								
基本施策1 配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援【武蔵野市第二次配偶者暴力対策基本計画】								
(1)暴力の未然防止と早期発見(★)								
51	配偶者等からの暴力の早期発見と発生防止	妊娠届時の面接や子ども家庭相談などを通して配偶者等からの暴力の早期発見と発生防止に努める。	充実	市民	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	引き続き、関係課と連携して暴力の早期発見と未然防止に努める。	関係課と連携して、暴力の早期発見と未然防止に努めた。	A
					健康課	・こんにちは赤ちゃん訪問について、引き続き感染予防対策を講じて継続的に実施し、乳児家庭の状況把握を行う。 ・引き続き各乳幼児健康診査や、訪問等の相談事業から、家族の相談に対応する。	・こんにちは赤ちゃん訪問について、感染予防対策を講じて継続的に実施し、乳児家庭の状況把握を行った。 ・各乳幼児健康診査や、訪問等の相談事業から、家族の相談に対応した。	A
52	若年世代への意識啓発	センター企画運営委員会と連携し、市内の学校の協力を得て「デートDV防止」をテーマに出前講座を実施する。	継続	市民	男女平等推進センター	男女平等推進センター企画運営委員会と連携し、引き続き、市内大学や高校等の協力を得て「デートDV」をテーマに出前講座を実施する。成人式などでデートDVカードを配布し、啓発を行う。	市民協働により、デートDVに関する公開出前講座をオンラインで開催した(市参加者2人)。 デートDVカードを改訂し、男性相談に関する記載を充実させた。また同カードを成人式で配布し、啓発を行った。	A

第四次男女平等推進計画推進状況調査報告書

53	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施	市民団体と連携し、「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、パネル展示や講座を実施する。	継続	市民	男女平等推進センター	「女性に対する暴力をなくす運動」期間にパネル展示や関連講座等を実施する。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、市民会館にてパネル展示を行うとともに、啓発講座等を実施した。また、中央図書館・武蔵野ブレイス・吉祥寺図書館において関連図書展示を行った。	B
54	男女平等推進情報誌「まなこ」における広報	男女平等推進情報誌「まなこ」において、DV防止啓発を継続して行う。	継続	市民	男女平等推進センター	「まなこ」で相談窓口等の広報を行う。	「まなこ」毎号で、女性総合相談、女性法律相談、にじいろ相談(性自認・性的指向に関する相談)の相談窓口を広報した。	A
(2)相談事業の充実(★)								
55	女性総合相談窓口の実施	健康、法律、家庭相談等の担当部署との連携を強化して問題の迅速な解決を図る。利用しやすい総合相談窓口機能を整備する。	継続	市民	男女平等推進センター	女性総合相談・女性法律相談を実施し、相談カードを配架するなど、利用しやすい総合相談窓口機能を整備する。	女性総合相談：毎月第1土曜13時～15時50分、第2金曜18時～20時50分、第3月曜14時～15時50分、第4火曜9時～11時50分(60件)。 女性法律相談：毎月第1土曜9時～11時50分(18件)。 公共施設や各種展示等の場に相談カードを配架し周知を行った。	A
56	配偶者暴力に関する相談体制の整備	ひとり親家庭相談と女性総合相談窓口相互の円滑な連携を図るため、つなぎ方や相談の流れなどの情報共有等を行い、関係部署間の連携を図る。高齢者や障害のある被害者の対応については、関係課と調整・連携の上、支援を行う。	継続	市	男女平等推進センター	子ども家庭支援センターとの円滑な情報共有を図る。また、高齢者や障害のある被害者の対応については、関係課と調整・連携のうえ、支援を行う。	子ども家庭支援センターの担当職員や相談員と情報共有を行った。 必要に応じて関係課と連携し、相談対応を行った。	B
					子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	引き続き、女性総合相談担当とひとり親家庭相談担当で定期的に情報や支援方法の共有を行う。庁内連携会議を通じて各課担当者の理解を深めるとともに、高齢者や障害のある被害者の対応については、関係課と調整・連携のうえ、支援を行う。	・適宜女性総合相談担当とひとり親支援担当で情報共有等を行った。 ・令和5年10月27日に実務担当者会議、令和6年3月21日に庁内連絡会議を開催し、情報共有及び研修を行った。 ・高齢者や障害のある被害者については、その都度関係課と相談・連携し支援を行った。	A
57	配偶者暴力に関する外国人相談者の情報保障	外国人相談者への対応として、東京都や武蔵野市国際交流協会など他機関との連携によりできるだけ母国語通訳の確保を目指す。	継続	市民	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	様々な言語に柔軟に対応できるよう、通訳の手段を確保する。	・多文化共生・交流課にて実施している翻訳機の貸出し等利用し、できる限り相談者が母国語で相談できるよう支援をしている。	A
58	配偶者暴力に関する相談窓口の周知	配偶者暴力被害者の早期相談を促すため、「女性相談カード」を市内公共施設等のトイレに貼付・配布し、相談窓口等を周知する。幅広い相談につなげるため、医療・民生委員など関係機関への窓口等の周知を図る。	継続	市民	男女平等推進センター	公共施設や民間施設の女性トイレに、作成した相談カードの配架を行う。また市HPや市報等での広報に加え、講座等で相談カードの配布をするなど、相談窓口の周知を図る。	市役所や市政センター、コミュニティセンター等で相談カードを配架し、周知を行った。 また、市HPや市報等で広報を行うとともに、講座等において相談カードを配布し、周知を図った。	B
					子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	引き続き市ホームページ等で相談窓口を周知する。	・市ホームページ等で相談窓口を周知した。	A

第四次男女平等推進計画推進状況調査報告書

59	男性のための相談に関する情報提供	男性からの家庭や夫婦関係に関する相談等については東京ウィメンズプラザ等の適切な相談窓口の情報提供を行う。	継続	市民	男女平等推進センター	男性からの家庭や夫婦関係に関する相談等について、東京ウィメンズプラザ等の適切な相談窓口の情報提供を行う。	男性のための悩み相談を実施している東京都ウィメンズプラザの案内を配架する等、情報提供を行った。	B
60	相談事業の成果を他の事業へ生かす体制づくり	相談によって表面化する問題点を全庁的な問題として取り上げ、関係部課の取組を推進する。	継続	市	男女平等推進センター	関係課や機関への情報提供等を行うとともに連携を図る。	男女平等推進センターと子ども家庭支援センターの担当職員や相談員を交え、女性総合相談や女性法律相談の実施状況に関する情報共有を行った。	A
(3)安全の確保								
61	被害者の安全の確保	迅速な対応が必要な場合は、東京都や警察等と連携し、一時保護するなど子どもも含めて被害者の安全確保を図る。	継続	市民	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	引き続き、東京都や警察等と連携し、被害者の安全を確保する。	・緊急時には東京都や警察等と連携し、被害者とその家族の安全を確保した。	A
62	被害者情報の保護	配偶者暴力被害者の安全を図るため、住民情報系システムにより、関係各課で情報共有し、加害者への情報の漏えいがないよう徹底した管理を行うとともに、引き続き、被害者保護の視点から職員研修を継続的に行う。	継続	市	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていくとともに緊急を要する事例については個別に対応する。	・令和5年10月27日に実務担当者会議、令和6年3月21日に庁内連絡会議を開催し、情報共有及び情報漏洩の防止に係る内容を含めた研修を行った。	A
					情報政策課	引き続き住民情報系システムにおいてDV被害者情報を共有する。また、今年度新たに住民情報系システムを使用することになった職員を対象にしたセキュリティ研修を実施し、住民情報系システムを使用する全員に対しても研修資料を送付し、周知する。	住民情報系システムにおいてDV被害者情報を共有した。また、今年度新たに住民情報系システムを使用することになった職員を対象としてセキュリティ研修を実施し、住民情報系システムを使用する全員に対しても研修資料を送付し、周知を行った。	A
(4)自立支援								
63	庁内ネットワークによる被害者への円滑な支援	被害者の庁内各課での手続きを円滑に支援するため、定期的に庁内連絡会を開催し、情報共有を図る。	継続	市	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で、情報共有、課題整理を行っていく。	・令和5年10月27日に実務担当者会議、令和6年3月21日に庁内連絡会議を開催し、情報共有及び情報漏洩の防止に係る内容を含めた研修を行った。	A
64	被害者の立場に立った支援	被害者の精神状態等の安定や二次被害の防止を図るため、相談員による同行支援等を通じ一貫した支援を引き続き行う。	継続	市	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	相談員による同行支援等を通じ、一貫した支援を引き続き行う。	・相談員による同行支援等を通じ、一貫した支援を行った。	A

第四次男女平等推進計画推進状況調査報告書

	65	被害者へのカウンセリングの検討	配偶者暴力被害を含めた女性相談において、医療機関や関係機関との連携を深め、必要に応じてカウンセリングなどのメンタルケアを行う体制を検討する。	継続	市/市民	男女平等推進センター	女性総合相談・女性法律相談を実施し、必要に応じて関係部署と連携を図っていく。	女性総合相談のなかで、必要に応じて庁内の相談先や支援機関を紹介するほか、関係部署に情報提供を行った。	B
				子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	引き続き、必要に応じて医療機関等への連携を図る。	・相談者が安定した生活を送れるように医療機関等と連携して、受診等に係る支援を行った。	A		
	66	子どもに対する心理的援助	配偶者暴力が行われている家庭の子どもに対して、子ども家庭支援センター、学校、教育支援センター、保育園等関係機関と連携し子どもに対する継続的な心理的援助を行う。	継続	市/市民	男女平等推進センター	女性総合相談・女性法律相談を実施し、必要に応じて関係部署と連携を図っていく。	女性総合相談のなかで、必要に応じて庁内の相談先や支援機関を紹介するほか、関係部署に情報提供を行った。	B
						子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	関係機関と連携し、引き続き保護者への注意喚起と相談、子どもに対する継続的な心理的援助を行う。	関係機関と連携し、保護者への注意喚起と相談、子どもに対する継続的な心理的援助を行った。	A
						教育支援課	引き続き教育相談を実施する。	教育相談の中で必要に応じて支援機関を紹介するほか、関係部署に情報提供を行った。	A
	(5)推進体制の整備								
	67	配偶者暴力被害者支援のための庁内ネットワークの充実	武蔵野市配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会が、被害者支援のネットワークとして機能するよう、情報共有、研修、マニュアルの随時見直しなどを、引き続き行っていく。	継続	市	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	引き続き、配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議等で情報共有、課題整理を行っていく。	・令和5年10月27日に実務担当者会議、令和6年3月21日に庁内連絡会議を開催し、情報共有及び情報漏洩の防止に係る内容を含めた研修を行った。	A
	68	東京都等との連携	東京都が行う近隣4市と管内警察との関係機関連絡会や相談員連絡会等において、関係機関との情報交換や連携を図る。	継続	市	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	引き続き、関係機関連絡会や相談員連絡会等において、関係機関との情報交換や連携を図る。	東京都が行う業務連絡会等に相談員が出席し、関係機関との情報交換や連携を図った。	A

第四次男女平等推進計画推進状況調査報告書

69	外部の関係機関との連携	被害者への迅速な対応を図るため、外部関係機関と庁内各課との連携体制を検討する。	見直し	市	男女平等推進センター	子ども家庭支援センターとの連携や情報共有に努める。	緊急性のある事案に関しては、外部関係機関と連携している子ども家庭支援センターにつなぐこととしており、子ども家庭支援センターと情報共有を図った。	B
70	相談関係職員研修の充実	人権尊重及び男女平等推進の視点に立った相談を行うため、啓発や研修を行う。	継続	市	市民活動推進課	多摩東人権擁護委員協議会の研修(年3回)に職員を派遣するほか、可能な範囲で、東京都等の関係機関が主催する人権研修に職員を派遣し情報収集を行うとともに、職員のスキル向上を図っていく。	多摩東人権擁護委員協議会や東京都等の関係機関が主催する人権研修に職員を派遣し情報収集と職員のスキル向上を図った。	A
					男女平等推進センター	相談に関する理解を深めるため、東京都主催の相談員向けの研修に職員を派遣する。	相談の委託先事業者へ研修の情報提供を行った。	B
					子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	引き続き、関係機関連絡会や相談員連絡会等において、関係機関との情報交換や連携を図る。	・東京都等が実施する研修に相談員が参加した。 ・令和5年10月27日に実務担当者会議、令和6年3月21日に庁内連絡会(書面開催)を実施し、情報共有及び研修を行った。	A
71	相談担当職員の研修の充実	相談窓口等の相談員は他機関で実施する研修会等に積極的に参加し、継続的に支援スキルの向上を目指す。	継続	市	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	引き続き相談窓口の相談員は他機関で実施する研修会等に積極的に参加し、継続的に支援スキルの向上を目指す。	・東京都等が実施する研修に相談員が参加し、支援スキルの向上を図った。	A
72	配偶者暴力相談支援センターの機能充実	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく、配偶者暴力相談支援センターの機能の充実について検討する。	継続	市	男女平等推進センター	引き続き、配偶者暴力相談支援センター機能の充実を進める。	女性総合相談、女性法律相談を実施するとともに、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、啓発講座、DV防止パネル展、市立図書館で関連図書展示を行うなど、配偶者暴力防止に関する取組みを行った。	B
					子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	引き続き、一時保護に係る支援等配偶者暴力相談支援センターに準じた機能の充実を進める。	・暴力被害者の自立を促進するための支援を行い、緊急時には各機関と連携して一時保護をする等安全の確保に努めた。	A

第四次男女平等推進計画推進状況調査報告書

基本施策2 性に関するハラスメントやストーカー等への対策								
(1) 性に関するハラスメントやストーカー等への対策								
73	性に関するハラスメントやストーカー、性暴力等の防止のための啓発	様々な機会を通して、事業者や市民に対して性に関するハラスメントやストーカー行為、性暴力等の防止についての啓発活動を行う。	継続	市民	男女平等推進センター	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ関連図書展示・パネルを行う。また、男女平等推進センターでセクハラやストーカー行為、性暴力等に関する啓発活動を行う。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、女性への暴力防止をテーマにした図書展示やDV防止パネル展示を行った。また、市HPでDV相談窓口を掲載するなど、周知啓発を行った。	B
74	ストーカー行為等の被害者に対する支援	ストーカー行為等の規制に関する法律の一部改正に基づき、ストーカー行為等の被害者に対する支援に努める。	継続	市/市民	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	引き続き、職務関係者は研修に参加し、被害者に対する支援を行う。	・東京都が実施する研修に相談員が参加した。 ・警察と連携して被害者支援を行った。	A
75	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施(事業53再掲)	市民団体と連携し、「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、パネル展示や講座を実施する。	継続	市民	男女平等推進センター	「女性に対する暴力をなくす運動」期間にパネル展示や関連講座等を実施する。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、市民会館にてパネル展示を行うとともに、啓発講座等を実施した。また、中央図書館・武蔵野プレイス・吉祥寺図書館において関連図書展示を行った。	B
76	女性相談窓口の実施(事業55再掲)	健康、法律、家庭相談等の担当部署との連携を強化して問題の迅速な解決を図る。利用しやすい総合相談窓口機能を整備する。	継続	市民	男女平等推進センター	女性総合相談・女性法律相談を実施し、相談カードを配架するなど、利用しやすい総合相談窓口機能を整備する。	女性総合相談: 毎月第1土曜13時～15時50分、第2金曜18時～20時50分、第3月曜14時～15時50分、第4火曜9時～11時50分(60件)。 女性法律相談: 毎月第1土曜9時～11時50分(18件)。 各種展示等の機会に相談カードを配架し周知を行った。	A
77	図書館における情報提供(事業4再掲)	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動に合わせ、図書館で特設コーナーを設置するなど啓発に努める。	継続	市民	図書館	前年度と同内容の実施を予定。	11月ミニトピックス「女性に対する暴力をなくす運動」中央図書館75冊、同じく吉祥寺図書館67冊、武蔵野プレイス42冊を展示。	A

第四次男女平等推進計画推進状況調査報告書

基本施策3 特に困難な状況にある人への支援

(1)ひとり親家庭等への支援(★)

78	ひとり親家庭の自立促進計画の見直し	ひとり親家庭へ効果的な支援を行うため、第五次子どもプラン武蔵野の策定時に計画の見直しを行う。	継続	市	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	計画に基づき、引き続き体系的な支援を行う。	・計画に基づき、体系的に相談・支援を行った。	A
79	ひとり親家庭への経済的支援	各種の手当、助成、福祉資金の貸付、就学援助により経済的な支援を行う。	継続	市民	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	引き続き、各種の手当、助成、各種福祉資金の貸付により経済的な支援を行う。	・児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親家庭等医療費助成、ひとり親家庭等住宅費助成等による支援を実施した。 ・必要な世帯に各種福祉資金の貸付を行った。	A
					教育支援課	引き続き支給事業を実施する。	引き続き支給事業を実施する。	A
80	ひとり親家庭等への自立支援	職業訓練、求職支援、就業時のホームヘルプの提供など就労の支援を行う。また、生活困窮世帯の自立支援のため、伴走型の相談支援を行う。	継続	市民	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	引き続き、職業訓練や求職活動時・就業時のホームヘルプサービスの提供等を行いながら、総合的に自立支援を行う。	・各世帯の状況に合わせ、資格取得に向けた職業訓練やホームヘルプサービスの提供等の支援を行った。	A
					生活福祉課	引き続き、生活福祉課が生活困窮世帯の初回の相談支援を行った後、生活保護には該当しないが、就労や債務整理等、支援が必要な世帯に対し、自立相談支援機関(武蔵野市福祉公社)につなぎ、抱えている問題を整理し、自立に向けた計画的・継続的な相談支援を行う。	自立相談支援機関(武蔵野市福祉公社)では、延べ2,399件(来所313件、訪問159件、電話1,448件、メール479件)の相談支援実績があった。	A
81	自主グループの支援	ひとり親家庭の自立支援や孤立化防止のために相談や講座を通じて自主グループ支援などを検討する。	継続	市民	男女平等推進センター	ひとり親家庭に対する相談や講座等を実施するなど、ひとり親家庭への支援を行う。	女性総合相談・女性法律相談を実施し、ひとり親家庭を含めて相談支援を行なう体制を整えたほか、子ども家庭支援センター主催の「離婚に関する無料法律相談会」への実施協力などを通して、ひとり親家庭への支援を行った。	B
82	ひとり親家庭等の子どもへの学習・生活支援	家庭訪問による学習・生活支援及び補習教室での学習支援を行う。	新規	市民	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	新たに参加者を募集をし、家庭訪問による学習・生活支援を行う。	・家庭訪問による学習・生活支援事業を実施した。	A
					生活福祉課	引き続き、サポート型及び教室型の学習支援事業により生活困窮者への学習支援を行う。	サポート型は2教室で延べ626回実施、教室型は3教室で延べ985回の学習支援を実施した。	A

第四次男女平等推進計画推進状況調査報告書

83	ひとり親家庭の自立に向けた就業支援	ひとり親家庭の親が、継続的、安定的に就業できるように、きめ細かい就労支援を行う。	継続	市民	子ども子育て支援課(子ども家庭支援センター)	ハローワーク等関係機関と連携して、きめ細やかな就労支援を行う。	・就職活動や資格取得を希望する方について自立支援プログラムを作成し、ハローワーク等関係機関と連携して支援を行った。	A
(2) 高齢者・障害者の方への支援								
84	「見守り・孤立防止ネットワーク」による安否確認体制の充実	「武蔵野市見守り・孤立防止ネットワーク」参加団体による、それぞれの通常業務の中での異変の発見・速やかな通報・相談窓口の周知の取組を進めるとともに、ひとり暮らし高齢者の増加等の課題に対応するため、連携強化を図る。	継続	市民/事業者等	地域支援課	「武蔵野市孤立防止ネットワーク連絡会議」(年2回)を開催し、情報・意見交換等を継続し、連携強化を図る。	「武蔵野市見守り・孤立防止ネットワーク連絡会議」(年2回開催)において、消費者被害についても情報交換を行った。 第1回 令和5年8月8日 第2回 令和5年12月12日	A
					障害者福祉課	関係機関と連携、協力を図りながら、孤立防止に向けた取組を進めていく。	「武蔵野市見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会」に参加し、関係機関と孤立防止に向けた情報交換、情報共有を図った。	A
85	虐待防止の推進	虐待の早期発見及び適切な援助を行うために、高齢者及び障害者虐待防止連絡会議の開催、介護サービス事業者及びケアマネジャーに対する虐待に関する研修等を実施する。	継続	市民/事業者等	高齢者支援課	引き続き居宅介護支援事業所や介護サービス事業者が高齢者虐待防止に関する情報提供をおこない、指導監査の際に適切に執り行われているか確認していく。	各居宅介護支援事業所や介護サービス提供事業所において、高齢者虐待防止研修を開催し、必要な情報を提供した。制度改正により高齢者虐待防止措置が義務化されたため、制度説明会において、再度の高齢者虐待防止について周知をおこなった。	A
					障害者福祉課	関係機関と連携、協力を図りながら、障害者虐待の防止に向けた取組を進めていく。	「高齢者及び障害者虐待防止連絡会議」を2回開催し、虐待に関する情報提供と課題の共有を図った。	A

第四次男女平等推進計画推進状況調査報告書

86	消費者被害の防止対策の推進	消費生活センター・安全対策課・高齢者支援課・障害者福祉課等の連携により、消費者被害の対象となしやすい高齢者や障害者への注意喚起や消費生活相談、在宅介護・地域包括支援センター、地域活動支援センター等での出前講座や消費生活展等での啓発を行う。	継続	市民	産業振興課	消費生活相談、出前講座、リーフレット配布、関東バス車内でのポスター掲示、むさしのFMによる啓発放送、市報での啓発記事掲載、市ホームページでの情報提供に加え、関東バス車内でビジョン広告を放映する。	消費生活相談、出前講座、リーフレット配布、関東バス車内でのポスター掲示、むさしのFMによる啓発放送、市報での啓発記事掲載、市ホームページでの情報提供に加え、関東バス車内でビジョン広告を放映した。	A
					高齢者支援課	「武蔵野市孤立防止ネットワーク連絡会議」(年2回開催)において、消費者被害等について情報交換を行う。 在宅介護・地域包括支援センター長会議に、隔月で消費生活センターが参加し、福祉公社、社協、地域支援課、障害者福祉課、生活福祉課等と消費者被害について情報共有を行う。 今年度も「安心安全ニュース」を隔月で発行、出前講座等を行い今年度も同様に実施し、見守り、注意喚起を促していく。	「武蔵野市孤立防止ネットワーク連絡会議」(年2回開催)において、消費者被害についても情報交換を行った。 第1回 令和5年8月8日 第2回 令和5年12月12日 令和4年8月から、在宅介護・地域包括支援センター長会議に、2～3か月に1回消費生活センターが参加し、消費者被害の事例共有等を行った。 偶数月に「武蔵野安心・安全ニュース」を発行し関係機関団体への周知を行った。	B
					障害者福祉課	関係機関と連携、協力を図りながら、消費者被害に関する注意喚起や案内等の取り組みを進めていく。	障害のある方に向けて発行している広報紙「つながり」において、消費生活トラブルに関する注意喚起記事を掲載した。	A
					安全対策課	引き続き、特殊詐欺対策として、自動通話録音機を購入し、市民への無償貸出しを行う。また、各種啓発活動のほか、アポ電があった際には該当地域にホワイトイーグルを機動的に配置する等、被害防止のための対策を実施する。	特殊詐欺対策として、250台購入し、市民への無償貸与を行った。また、市報での啓発活動のほか、アポ電があった際には該当地域にホワイトイーグルを機動的に配置する等、被害防止のための対策を実施した。	A
87	心のバリアフリーの推進	共生社会の実現に向けて、地域において障害を正しく理解するための体系的な講習会を実施する。	継続	市民/事業者等	障害者福祉課	関係機関への心のバリアフリーハンドブック改訂版と出前講座についての周知を図っていく。	改訂した心のバリアフリーハンドブックを活用した出前講座等を実施し、「地域共生社会」と「心のバリアフリー」について周知啓発を図った。	A
基本施策4 女性の生涯にわたる健康施策の推進								
(1) 各種健康診断の充実								
88	乳がん・子宮頸がん検診のあり方の検討と受診率向上	国の指針に基づき、精度の高い検診を実施し、新規受診者への啓発と受診率向上を目指す。また、乳がん自己検診法の普及について、乳幼児健診や女性対象の予防教室等で啓発を行う。	継続	市民	健康課	令和4年度に引き続き、対象者全員に乳がん検診受診券シール及び子宮がん検診票を一斉送付する。女性のための3がんセット検診を託児付きで9回、託児なしで5回実施する。	令和4年度に引き続き、対象者全員に乳がん検診受診券シール及び子宮がん検診票を一斉送付した。女性のための3がんセット検診を託児付きで9回、託児なしで5回実施した。	A

第四次男女平等推進計画推進状況調査報告書

89	母体ケアに関する事業の実施	妊娠期から産後までの継続した支援を目的に、母子保健事業「ゆりかごむさしの」を実施。各事業を通じて母体の健康管理について啓発し、産後うつや早期発見や必要時関係機関との連携を図る。また、父親の母体への理解、子育ての参加促進を促す。	充実	市民	健康課	・妊娠届時の「ゆりかごむさしの面接」から産後の乳幼児健診等の母子保健事業、専門職による個別支援など継続的な支援について、引き続き感染予防対策(消毒、定員減など)を講じて実施する。 ・産後ケア事業について更なる拡充を検討する。	・妊娠届時の「ゆりかごむさしの面接」から産後の乳幼児健診等の母子保健事業、専門職による個別支援など継続的な支援について実施した。(妊娠届出1,191件、面接1,161件、面接率97.5%※暫定値) ・産後ケア事業について、新規に市内で2施設が事業を開始、申請の要件緩和やWeb申請の環境を整備するなど拡充を図った。 ・このとり学級で、平日クラスと土曜日クラスにおいて初妊婦とパートナーに対し妊娠中、産後の生活、乳児の育児について講義や実習を行った。	A
90	健康をおびやかす様々な問題についての啓発活動	エイズ、性感染症、薬物乱用などの防止について、他関連機関と連携し、情報共有・提供を行う。	継続	市民	健康課	令和4年度に引き続き、啓発品や関係資料の配布・掲示を通して、市民に対して情報提供を行う。	令和4年度に引き続き、啓発品や関係資料の配布・掲示を通して、市民に対して情報提供を行った。	A
91	骨粗しょう症予防事業の実施	骨粗しょう症予防教室を実施し、健康の保持増進を図る。	継続	市民	健康課	令和4年度に引き続き、骨粗しょう症検診および健康講座(骨粗しょう症)について、申し込み開始に合わせて勧奨通知を送付する。	令和4年度に引き続き、骨粗しょう症検診および健康講座(骨粗しょう症)について、申し込み開始に合わせて勧奨通知を送付した。	A
(2)リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発								
92	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報提供や啓発	男女平等推進センター等で、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報提供や啓発を行う。	継続	市民	男女平等推進センター	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの情報提供や啓発を行う。	男女共同参画フォーラムで講座「CHOICE自分で選べるための「性」の知識」(参加29人)を開催し、啓発を行った。	A
93	発達の段階を踏まえた性に関する指導の実施(事業9再掲)	子どもたちの発達の段階を踏まえて、学習指導要領に示された性に関する指導を行う。	継続	市民	指導課	小学校での保健、中学校での保健分野などの学習とも関連させて、人権教育の視点に立った性に関する適正な指導を行うよう、周知・徹底する。	小学校では、体の発育・発達や思春期の体の変化について指導し、発育の違いなど肯定的に受け止めることの大切さに触れた。中学校では、教科書を活用し、生殖に関わる機能の成熟について指導した。また、子どもが性犯罪や性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、「生命の安全教育」を各校の実態に応じて取り組んだ。	B

第四次男女平等推進計画推進状況調査報告書

基本目標Ⅳ 男女平等推進の体制づくりに取り組むまち（新規：2/継続：9/充実：1/見直し：1）

基本施策1 計画推進体制の整備・強化									
(1)「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の定着の推進									
	94	条例の理解に向けた取組	条例ガイドブック等を活用することにより、条例の周知・理解を図る。	新規	市民	男女平等推進センター	市立小学・中学校の児童・生徒に配布することにより、条例の理解促進を図る。	条例改正を反映した新たなガイドブックを、市立小中学校の養護教諭の研修時に配布して活用する等、条例の理解促進を図った。	A
(2) 市民参加による男女平等の推進									
	95	むさしの男女平等推進市民協議会など市民活動の支援	むさしの男女平等推進市民協議会をはじめ男女平等推進登録団体等に対し、補助・事業委託・情報提供等を通じて、活動の支援や連携の促進を図り、男女平等推進への理解を深め、良きパートナーとしての関係を築く。	継続	事業者等	男女平等推進センター	男女平等推進センター企画運営委員会での協働を進めるとともに、男女平等推進登録団体に対し、補助金交付等、活動の支援や連携の促進を支援を行う。	男女平等推進登録団体へ、活動補助金を交付し、活動支援を行った(計4団体)。	B
	96	男女平等推進審議会の運営	計画策定及び計画の進捗状況の点検評価や課題解決のため男女平等推進審議会を設置運営する。	継続	事業者等	男女平等推進センター	男女平等推進審議会を設置し第四次男女平等推進計画の実施状況の評価を行う。また、第五次男女平等推進計画の策定の審議を行う。	男女平等推進審議会を設置し、第五次男女平等推進計画の策定について審議した。また、第四次男女平等推進計画(令和4年度実績分)の実施状況の評価を行った。	A
	97	男女平等推進センター企画運営委員会の運営	地域から広く意見を求めるため、市民や関係団体等から構成される企画運営委員会を設置し、協働・連携しながらセンター運営を行う。	新規	事業者等	男女平等推進センター	男女平等推進センター企画運営委員会を設置し、協働・連携して男女共同参画フォーラム等、第四次男女平等推進計画に沿った事業を実施していく。	男女平等推進センター企画運営委員会を設置し、男女共同参画フォーラム等の企画を検討し、実施した。	B
(3) 庁内推進体制の整備									
	98	庁内推進会議の運営	計画の掲げる事業の進行管理を行い、男女平等推進審議会の提言を参考に、新たな課題解決に向け協議する。	継続	市	男女平等推進センター	庁内推進会議と同幹事会を開催し、第四次男女平等推進計画の進行管理を行う。また、第五次男女平等推進計画の策定について協議を行う。	庁内推進会議と同幹事会を開催し、第四次男女平等推進計画の進行管理を行った。また、第五次男女平等推進計画の策定について協議した。	B
	99	事業の進捗状況調査及び市民への公開	市は進捗状況調査報告書を作成し、公表するとともに、男女平等推進審議会でも報告する。	継続	市民	男女平等推進センター	第四次男女平等推進計画推進状況調査報告書を作成し、公表するとともに、男女平等推進審議会でも報告する。	第四次男女平等推進計画の推進状況調査を実施し、男女平等推進審議会及び庁内推進会議に報告するとともに、市HP等で公表した。	B

第四次男女平等推進計画推進状況調査報告書

100	人材育成の推進	市職員が男女平等推進に関する理解を深め、それぞれの業務について男女平等の視点でも捉えられるように各種研修を行う。	継続	市	人事課	・男女平等推進センターと共管で全庁向けの研修を実施する。 ・引き続き、職層別のハラスメント防止研修を実施する。	・男女平等推進センターと共管で「男女平等研修」(羽生祥子氏講演)を実施した。 テーマ:「ひとりひとりの選択が尊重される社会と女性のエンパワーメント～ジェンダー平等と女性活躍推進について～」 ・主任・主事級を対象としたハラスメント防止研修を実施した	A
					男女平等推進センター	職員研修を実施し、理解促進を図る。	職員を対象に「ひとりひとりの選択が尊重される社会と女性のエンパワーメント」をテーマとした「男女平等推進研修」を開催しダイバーシティ&インクルージョンの必要性について理解促進を図った(参加者43人)。 また、性の多様性理解のための職員ガイドブック等を参加者に周知した。	A
(4) 男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実(★)								
101	男女平等推進センター「ヒューマンあい」の機能充実	男女平等推進センター「ヒューマンあい」において、相談機能や配偶者暴力相談支援センター機能を担うなど男女平等の推進拠点として機能充実を図る。	見直し	市	男女平等推進センター	女性総合相談・女性法律相談・むさしのにじいろ電話相談(性自認・性的指向に関する相談)を実施し、相談機能の充実を図る。	女性総合相談事業・女性法律相談、むさしのにじいろ電話相談(性的指向・性自認に関する相談)を実施した。	A
102	各種講座等の実施	男女平等推進に関する課題解決に向けた各種講座を、市民団体や関係機関との連携を図りながら実施する。	継続	市民	男女平等推進センター	各種講座等を、市民団体等との連携を図り、実施する。	市民団体等と連携を図り、講座等を実施した(10企画、参加者延311人、託児延8人)。	B
103	講座修了者のフォローアップ支援	男女平等推進センター「ヒューマンあい」講座の参加者に、関連図書を紹介する、団体活動の情報提供を行うなど、フォローアップを図る。	継続	市民	男女平等推進センター	講座修了者の意向に配慮して、関連図書情報や講座案内等を行う。	講座参加者に、講座、相談事業、図書情報等の情報提供を行った。	A
(5) 男女平等推進情報誌等の発行と周知								
104	男女平等推進情報誌「まなこ」の発行と周知(事業5再掲)	男女平等の推進を図るため、男女平等推進情報誌「まなこ」を発行するほか、市報でとりあげるなど広く周知を図ることにより、認知度を向上させる。	継続	市民	男女平等推進センター	第四次男女平等推進計画の課題に沿ったテーマを取り上げ、「まなこ」を発行する。また、市報等に掲載を行い、「まなこ」の認知度を上げる。	117号「アンコンシャス・バイアスって?」、118号「学び続ける」、119号「メディアリテラシーとジェンダー」を特集し発行した。発行ごとに市報や市ホームページ等で広報するとともに、各種パネル展示で「まなこ」を配架し、認知度を上げる取り組みを行った。	B

第四次男女平等推進計画推進状況調査報告書

基本施策2 男女平等の視点に立った表現の浸透									
(1)メディア・リテラシーの向上									
105	メディア・リテラシーを高める学習や講座の開催	地域の大学等の協力を得て講座等を開催するほか、公立学校においては、情報モラル教育の一層の充実を図る。	継続	市民	生涯学習スポーツ課	武蔵野地域五大学等の協力を得て講座等を開催する。	武蔵野地域五大学の協力を得て、自由大学講座2講座、武蔵野市寄付講座5講座、武蔵野地域五大学共同講演会6講演会などを実施した。該当する講座としては、地域自由大学正規科目、成蹊大学において、「メディア・リテラシー論」「学際特殊講義(SNSと情報リテラシー)」を実施。	A	
					指導課	一人1台の学習者用コンピュータの活用にあたり、教職員のリテラシーの向上を図る。児童・生徒が自律的・創造的に学習者用コンピュータを活用するためのデジタル・シティズンシップ教育を保護者と連携しながら推進する。	3年間の試行事業である学習者用コンピュータ活用事業の取組等を踏まえ、「武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針」を作成した。その際、道徳授業地区公開講座やセーフティ教室などの機会に、家庭・地域の方も招いて学習者用コンピュータをよりよく使うにはどうしたらよいか考えさせる取組などを進めた。	B	
					男女平等推進センター	メディア・リテラシー意識啓発に関する情報発信(講座の開催・情報誌発行・SNSの活用等)を行い理解促進を図る。	まなこ119号で「メディアリテラシーとジェンダー」を特集し発行した。	A	
106	行政刊行物の表現の見直し	市が発行する刊行物等について、「手引き」などを作成し、人権尊重、男女平等の視点から適切な表現をするよう努める。	充実	市	秘書広報課	秘書広報課が発行する刊行物について、適切な表現となるよう努める。	主に市報・季刊誌作成において、各課等の原稿が適切な表現となっているか確認の上、必要に応じて修正し、発行するよう努めた。庁内研修会でも「男女平等の視点に立った市刊行物等の表現の手引き」を使用し、各課の原稿作成における留意点を周知した。	A	
					男女平等推進センター	作成した「男女平等の視点に立った市刊行物等の表現の手引き」の周知し、市が発行する刊行物等について適切な表現をするよう働きかける。	庁内研修会等で「男女平等の視点に立った市刊行物等の表現の手引き」を使用し、各課の原稿作成における留意点を周知した。	A	